

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書についての公聴会の公述意見書

大阪府環境農林水産部  
環境管理室環境保全課

1. 日 時 平成25年4月27日（土）14時～14時40分
2. 場 所 交野市立保健福祉総合センター 4階交流ホール
3. 公述者数 3名
4. 公 聴 人 環境管理室環境保全課長
5. 公述意見

（公述意見1）

ご紹介いただきましたAと申します。住まいは、交野市妙見東に住んでおります。よろしくをお願いします。

妙見東自治会内に、新ごみ焼却場建設問題を専門的に取り扱うために、ごみ焼却場問題対策委員会というものを組織されて3年が経過しております。この委員会は建設稼働後も監視を続ける組織としてなっております。

まず、発言する内容について、事前に通知しております3点です。まず、項目を申し上げます。

第1点は、新ごみ焼却場建設計画における排気ガス中のダイオキシン類の、計画値の設計値の削減を求めるものです。第2点は、妙見東地区内にごみ焼却場から排ガスによる汚染状況を常時確認・監視できる大気測定モニタリングシステムを設置することを求めています。第3点は、現在計画中の設備建設費・用地費を含む総予算金額 132億 6,600万円を、あらゆる角度から見直しを行い大幅に削減することを求めるものであります。以上、3点を述べたいと思います。

それでは、まず第1点目、ごみ焼却場排気ガス中のダイオキシン類の設計値の削減について述べさせていただきたいと思います。

現在、排出設計値は環境基準の10分の1の0.1ngとしております。この値で人体に絶対大丈夫といえる値なんでしょうか。私たちは設計計画値の10分の1から5分の1の値である0.01から0.05ngに変更することを求めています。妙見東地区は新ごみ焼却場建設予定地から北西方向にあり、直線距離でわずか1.7kmであります。標高も同じ高さにあります。一般的に煙突から排出される排ガスの着地点は1.7km程度といわれております。妙見東が、その着地点になるおそれがあります。新ごみ建設予定地から交野市側で最も近い居住地域が妙見東地区であり、520戸の簡素な住宅地にあります。ここに排ガスが着地するものと予想されております。

気象調査で建設予定地の煙突高さ59m付近の風向速度で、年間を通じて事業計画地におけ

る上層風高度59mでは、西北西または西風が多くみられた。風速は 2.6mと発表されております。では、妙見東地区ではどのような風向なのか、調査データはありません。私なりに排ガスの着地点と予測される妙見東地区の中央公園から、ほぼ毎朝、午前7時、東方向に、私市方面に、その風向を示す煙の流れを見ております。168号線にありますある場所から、ときどき排出される煙の様子もみられます。そのほとんどが、南東方面から北西ないし西北西に風が流れている様子が確認できます。この煙の流れを風向の証拠であり、妙見東地区の風向にすることができます。中央公園から定置、定点で煙を撮影した記録があります。参考資料として必要あれば公開をいたします。

環境調査の事前測定結果、評価準備書 299ページに示されている妙見東地区のダイオキシン測定値の測定値 0.014から 0.022、全年を通じて0.017pgであります。他の地域の測定点より優れた環境であることが、この評価準備書の測定結果で確認ができます。

今回、四條畷市交野市清掃組合が計画しているごみ焼却場とほぼ同規模の、焼却量が時間当たり2トンから4トンのごみ焼却場で、他の自治体が計画中または建設中のごみ焼却場事業、ホームページなどで検索閲覧し、調査を参考にして意見を述べたいと思います。

すでに準備書に意見書でも提出しておりますが、3月27日付、先ほど報告ありましたように、両市長名で環境影響準備書についての意見概要及び見解提出書としてホームページに発表されております。この見解では、新設備のダイオキシン類の排出濃度は、規制基準値の10分の1、0.1ng以下で、寄与濃度は最大でも問題はない、寄与割合は0.8%と低い値と、見解を発表されております。しかし、準備書 359ページの表に示されている施設煙突排出ガスによるダイオキシン類濃度、年平均の環境基準との対比でも、本事業の寄与濃度を示しているが、環境基準値は0.6pg以下である。最大でも寄与数値は基準より小さいと表現しております。

妙見東でいえば、寄与濃度が0.2%ですから、本当に大丈夫と保証できる数値といえるのでしょうか。毎日、毎日、現在より10年、20年、いや30年以上にばく露続けるといふことになれば、このような小さな数値であっても、どのように変化するかはわからない。問題がないと保証できるのでしょうか。一般的に人体にダイオキシン類はさまざまな影響があるといわれております。大気においてもダイオキシン類を厳しい規制値になぜ設けられているのでしょうか。厳しいことは、専門的には詳しいことはわかりませんが、ダイオキシン類は人体に与える影響が大きく、リスクが大きいため基準値を低く抑えるように定められているのではないかと思います。

他の自治体ではごみ焼却場の設備規模、施設計画時にあつては、排ガス中のばいじん、塩化水素、特にダイオキシン類の排出基準値から、自主的に大幅に規制する動きが強くなっており、循環型社会形成交付金などの活用を受けて、ダイオキシン類の値を自主的に削減する管理値とか保証値、または自主管理値などと称して、設備規模大小に関係なくおおむね0.01から0.05ngへ低減する動きが増えております。新ごみ計画でもこれらの資金を活用して、平成21年10月発行の新ごみ処理基本計画素案で、16ページでも述べられております。

住民の立場からいえば、他の自治体のごみ焼却場の建設などの動向を踏まえ、計画中の四條畷市交野市清掃組合の新ごみ焼却場が、安心して安全で人体の健康に影響ない設備であること。管理者が常にいわれている、現行の運転中の四條畷市交野市のごみ焼却場は全国一番古いと説明されております。私たち住民は、全国で一番古いというなら、全国一番いいものをつくれということに常に誇れる設備をつくってほしいということをお願いして求めてきました。

計画中の新ごみ設備において、最終工程であるダイオキシン類の吸着にバグフィルターは一段階となっておりますが、一般的な技術では、バグフィルターを二段作業にすることによって、ダイオキシン類の排出規制値を0.01ng以下とする低減対策がみられると、解説している注目すべき事例もあります。以前、妙見東の説明会でいただいた資料で、すでに大阪府下既設稼働中の実績ですが、88炉中74%以上が、ダイオキシン類が0.05ng以下で維持されております。発表されている資料でも、技術的にも設備価格においても優位なものがあるにもかかわらず、なぜ設計値を0.1ngに固守するのでしょうか。素朴な気持ちとして理解に苦しむものであります。

少し私らが調査したところによりますと、他の自治体で計画中の新ごみ焼却場とはほぼ同規模で計画中または建設中のごみ焼却場、検索抽出しましたところ、ダイオキシン類の排出基準値がいずれも0.01ng以下を定めている事例があります。とりあえず4自治体をご紹介します。徳島県阿南市、96ton/day。岐阜県羽島市、63ton 3基 189ton/day。3番目に埼玉県ふじみ野市・三芳町、71ton 2基 142ton/day。静岡県伊東市、71ton 2基、建設中で、平成27年竣工予定で、ここではダイオキシン類は保証値が0.005ngを保証しております。また環境影響調査などで処理規模が時間当たり2トン以下で、環境基準が5ngにもかかわらず、50分の1である0.01ng以下の事例もみられます。

こうした自主的に厳しい基準値を対処している自治体の事例を学び、厳しい発言かもしれませんが、民間の企業であるならば、商品を製造するために設備を検討する場合、いかによい設備を、いかに低価格で建設するのか、ランニングコストはいかに低く抑えるのか、製造

した製品の品質はどうか、安全についてはどうなのか、考えるのが当たり前です。もちろん設計段階で検討されたこととは思いますが、自治体が行う場合、こうした観点から行うべきと、私は思います。

民間と違うところは、建設資金はすべて税金です。ですから、いかに効率よく使うか考えるのが職員の職務であります。職責であります。ある意味では、市民は株主です。市民の意見をよく聞く耳をもってこそ、職員ではないでしょうか。私たちは、新ごみ焼却場の日々が何十年と安心して安全に暮らせる環境を維持することは、施設管理者の管理責任であります。ダイオキシン類の排出基準値を 0.01から0.05ngに削減し、環境を維持することを強く求めるものであります。

単位についてですが、現在の妙見東の環境測定値が 0.014から 0.022pgですから、これを煙突からダイオキシン類を排出しますと、0.1 ngとなると約 4,500倍から 7,000倍。私たちが主張している 0.01でも 450倍から 700倍。ということは、そういう煙がどんどん出てくるということですから、低いといっても大きな値である。ですから、いかに低くするかにかかっており、現実的にも将来的にも低減を決断することを求めます。

第2番目に、妙見東地区内に大気測定装置ができるモニタリングを設置してほしい。環境影響評価準備書 864ページ、866ページで、事後調査で「供用後1年間」で終了としていますが、処理設備の運転状況の変化などに異常値が発生しない保証はありません。設備というのは新しいうちに安定しますが、ある程度経過すると変化が出てきます。新ごみ焼却装置がダイオキシン類はじめ他の汚染物質を、1年間だけでなく常時測定監視するモニタリングシステムを妙見東地区内に設置し、地区住民が安心と安全であることを確認できることを求めます。

第3番目に、計画中的ごみ焼却場総予算費（用地）が 132億 6,600万円、あらゆる角度から設計などの見直しを行い削減すること。両市が財政危機といわれている現状から、ごみの焼却場建設費維持費の低減に積極的に取り組むべきだと考えます。平成24年3月清掃組合が発表した新ごみ処理基本計画の建設費によりますと、146億 8,090万円から 132億 6,600万円、約14億 1,490万円削減すると示されています。しかし、現在の四條畷市・交野市の財政状況は厳しい状況であり、建設費維持費は大きな課題となっておるのではないのでしょうか。交付金を除く、起債、一般財源の両市の負債は98億 6,800万円に及び、今、多くの自治体で取り組まれているプロポーザル方式などによる事業者の選定、他市の事例を大いに参考にし、大幅に建設予算を削減すべきではないかと考えます。

以上、時間きましたので、私の発言にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(公述意見2)

ただ今ご紹介をいただきました四條畷市下田原に住まいしておりますBと申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は現在、下田原区に設置をされました環境委員会の副委員長を務めております。そういうことを前提に公述をさせていただきます。

私たち四條畷市交野市ごみ処理施設建設予定地の四條畷市域における最も直近に住む下田原地区は、清滝にある現炉が建設後45年を経過し、日本最古の焼却施設のため、償却期間をとっくに超え、老朽化・陳腐化が急激に進んでいることは十分承知をしております。しかし、それでは新炉の建設に向けた位置決定や最適地候補の選定等の手続きに、四條畷市並びに交野市は真摯に立ち向かってきたと言えるのでしょうか。この反省を抜きに、このたびのごみ処理施設整備事業はあり得ないものと考えます。

福島大学の清水修二教授は、迷惑施設立地の4原則として、公共性への原則、複数候補地の原則、受益者近接立地の原則、そして住民参加の原則を挙げておられます。

では、交野市磐船地区の候補地選定において、この4原則は守られてきたのでしょうか。結論から申し上げますれば、否であります。この場所ありきのねらい撃ちによる既成事実化が強引に進められてきたのであります。昭和52年2月、四條畷市と交野市で協議の上、交野市域での候補地選定が了承されるや、複数候補地の原則はおろか、その選定経過や第三者評価、住民参加等の手続きが全く不明のまま、たった4カ月後の同年6月に、交野市磐船地区の候補地に決定した旨、交野市から四條畷市に一方的に通知が行われたことに、ボタンの掛け違いが始まったのであります。交野市からの一方的な通知を受けた四條畷市から、新炉建設に向け協力依頼を受けました下田原地区では、直ちに反対の意思を表明の上、具体的行動に移し、反対の申し入れや議会への請願を続けてまいりました。

しかし、四條畷市並びに交野市は、私たちのこの反対に耳を傾けるどころか、住民参加手法を無視し、以下の如く既成事実を積み重ね、私たち住民を苦しめ続けてきたのであります。昭和53年、同59年、平成3年と、3回の環境調査の結果、有害物質が検出され、候補地が瑕疵ある物件と知りながら、その事実を覆い隠した上、平成8年から10年にかけて用地を先行取得することが事態打開の一助になると、一切地元への説明もないまま、地元合意手続きを踏むことなく、予定地の先行取得に走ったのであります。

平成21年1月には、地元合意なきままの新炉建設工事着工の中止を求めた私たち下田原地区住民の切実な思いの請願を退け、新炉建設強行に向け環境影響評価事業に着手をいたしました。平成21年9月には、規約には下田原地区からの地元委員選出をうたいながら、その下田原地区委員を選出することなく、排除したまま、施設整備基本計画検討委員会を強行設置し、処理方式についてストーカ炉と決定をいたしました。

平成22年12月、大阪府が環境影響評価方法書を妥当と認定し、平成23年12月、環境影響評価現地調査が終了するに及び、私たちは、地元を無視して現実に進む新炉建設という事態を直視し、後世に禍根を残してはならないとの強い思いから、過去の四條畷市交野市による行政手続きの非を認めさせた上で、地元意思を反映した安心安全な施設整備に向け、切り捨てごめんの行政に待ったをかけ、対話のテーブルに着く苦渋の決断をしたのであります。

平成24年7月11日、四條畷市は過去の数々の行政の不適切な手続きの事実を認め、そのことを謝罪し、今後は私たち下田原地区との協議なしに手続きを進めないとの確約のもと、新ごみ処理施設建設に関わる基本合意書を取り交わしました。いわば歴史的な和解をしたのであります。同年7月以降、四條畷市並びに四條畷市交野市清掃施設組合と、私たち下田原環境委員会が、精力的に協議を進めてきた結果、準備書並びに準備書概要に、このたびの新ごみ処理施設整備事業用地は今まで行政が説明を繰り返してきた単なる土砂採取跡地最適地ではなく、廃棄物混じりの建設残土で埋め戻された土地であり、施設整備において適切な造成工事を行う必要のある旨の記載を盛り込むことで合意をいたしました。私たち直近地元住民が最も懸念をもっているのは、候補地の土壌汚染という現実でございます。

以下にその事実を列挙いたします。

一つ、四條畷市並びに交野市は、平成3年から4年にかけて行われた候補地内の環境調査によって、有害物質の鉛、砒素、総水銀を検出し、その事実を承知していたこと。さらに、この段階で産業廃棄物混じりの盛土層も確認をしていたこと。

二つ目、平成21年2月に行われた候補地水路の土壌調査の結果、単なる土砂採取跡地であれば、本来出るとは思えない190pgのダイオキシン類を検出していたこと。

三つ目、平成22年10月に候補地の土壌土質調査結果を公表いたしました。問題点は、一つには1mから13mに及ぶ盛土を確認したこと。二つには、土壌のうち表層土1地点でフッ素、岩盤直上土6地点で鉛、砒素、フッ素、ダイオキシン類が基準値超であったこと。三つには、地下水は18地点でベンゼン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素、ダイオキシン類が基準値超であったこととあります。

そして、さらに不安が大きくなってやまないのは、以下の調査結果であります。環境影響評価方法書作成時に、私たち市民はもちろん大阪府環境影響評価審査会等からも、土壤汚染に由来する汚染物質の拡大に関するさまざまな意見が出され、大阪府知事意見でも、汚染土壤により汚染された表流水や地下水が、供用時や工事中に事業計画地外に流出することのないように、対策の内容を準備書に記載するよう求められたことから、候補地の共同排水口のダイオキシン類測定が実施をされました。

四季にわたって年4回行われました実地調査の結果、候補地共同排水口におけるダイオキシン類は、冬場、冬季が 3.1pg、春、春季が 3.0pg、夏、夏季が 3.3pg、そして秋、秋季は 4.6pgと、すべての結果が環境基準値 1 pgを上回る結果となったこととあります。これらダイオキシン類除去につきましては、1,921万 5,000円の浄化装置の稼働によりまして、水を濾過し浮遊物質を除去の上、活性炭を使ってダイオキシン類を除去するとして、平成25年1月から運転が開始をされました。浄化装置の稼働結果を知らされたのは、本公述の申込み後であります。水処理施設試運転開始後に行われました平成25年2月28日の分析結果によりますと、ダイオキシン類は原水が 4.3pg、砂濾過後は 0.3pg、そして活性炭通過後の処理水は 0.12pgと浄化され、この結果をお聞きしますとほぼ天野川の水と同程度の値まで改善が進んだ、とのことでございます。しかし、これとて公述申出を受け、情報提供されたものでございます。誠に残念であります。また、準備書記載の地下水調査結果によりますと、17の5地点のダイオキシン類濃度は環境基準の実に 160倍という超過濃度が記されております。

そして準備書は、これらの土壤汚染に対する環境保全対策として、現状の土については10cm以上のコンクリート、3cm以上のアスファルト、もしくは50cm以上の非汚染土で覆土し、露出させないとしております。また工事の実施に係る予測の中で、発生土は事業計画地内で盛土材料として再利用すると、このようにされております。土壤汚染が明らかとなり、しかもダイオキシン類について環境基準値を大幅に上回る超過濃度となっていることを考えますとき、果たしてこのような対策で十分なのかとの疑問と将来への不安が大きく残ります。まして発生土そのものが汚染土壤の場合、汚染物質の除去が完全に行われた上で再利用されるのか、この不安もぬぐえません。

以上のとおり、四條畷市並びに交野市は、迷惑施設立地の原則を踏襲することなく、いわば既成事実化で強引に都市計画の位置決定をしてきた過去の不適切な経過を十分踏まえ、反省の上に立って、いわば不的確な土地の上に迷惑施設を建設する責任の重大性をしっかりと認識した上、近隣住民の不安に配慮をし、われわれの子や孫の時代まで安心安全な施設整備



に取り組むよう、大阪府の積極的かつ適切な指導と、将来にわたりより良好な環境保全と維持に向けた監視・監督を強く要望いたしまして、私の公述といたします。

(公述意見3)

私、下田原区に在住しております下田原区環境委員会委員長を務めさせていただいてます、Cと申します。

われわれ、下田原区環境委員会は、行政との交渉のテーブルに着くべく11名の地元選出されたメンバーで構成された、平成24年6月に発足した団体でございます。したがって、大阪府環境影響評価条例による手続きフローでの準備書の作成段階での地元要望抽出により、この環境アセスメントに参画しております。

地元住民の思いは88項目に及び、その内容は四條畷市及び四條畷市交野市清掃施設組合に提出いたしました。今後、設備建設から稼働に至る中、運用での考え方の整合を図っていく必要があるかと考えます。今回大阪府が環境保全の見地から住民の意見を聞いてもらえるということで、公述を申し出いたします。

近隣の四條畷市下田原地区は、田園風景が広がる地域で、農業を営んでいる家庭が多くあります。そして地形的には盆地構造をしているために、焼却場よりの大気汚染物質が盆地内に滞留し、土壌に蓄積されるのではないかという不安が、農家の人々につきまとっています。そんな状況の中、環境影響評価準備書内第5章環境影響要因及び環境影響評価の項目内で、環境影響評価項目に土壌汚染が選定されていないし、選定されていない理由も書かれていません。大気汚染はその選定している間だけの限られた時間の測定値の監視であるが、土壌汚染は毎日毎日蓄積されていく累積値であるため、想定外の数値が知らない間に蓄積されているのではないかという不安があります。問題ないと想定されているのだとは思いますが、食の安全が叫ばれる中、妥当性の確認の意味でも、長期的に盆地内の土壌汚染の監視を続けていっていただけるよう、大阪府の方からも要請をお願いいたします。

それと、今回、追加内容を入れてもいいということなので、2点ほど述べさせてもらいたいと思います。

1点目は、土壌汚染に関する補足です。今、下田原地区では国道163号線のバイパス工事が行われています。これができると、下田原の農地を盛土構造の高架道が横断いたします。それにより気流が変わり、吹きだまりもかわってくると考えられます。識者に伺いますと、吹きだまりは気流が狭いところから急に開けたところの左右に渦巻く形でできるそうで

す。そういった意味で、国道が下田原の農地を横断した場合、それを加味した場所での土壌汚染測定を行っていただきたいと要望いたします。

そしてもう1点が、ため池の長期的な水質検査要望です。下田原の農地に水を供給しているため池に、寒谷池と堂尾池の2つがあります。土壌汚染測定と同じ理由で、このため池の水質検査を定期的に行っていただきたいのです。必要性の理由は、これも識者に伺いますと、水脈というのはつながっている土地の高低に関係せずに、汚染物質が移動するそうです。また、素人考えでも、ため池には雨で洗い流された周囲の山の水が流れ込むために、汚染物質がたまりやすいかと思います。その水で農を営んでいる以上、このため池の水質検査は必須だと考えます。

以上、大阪府のほうでも下田原の状況をご理解いただいて、要請の賛同をいただきますようお願いいたします。

以上をもって私の公述といたします。どうもありがとうございます。